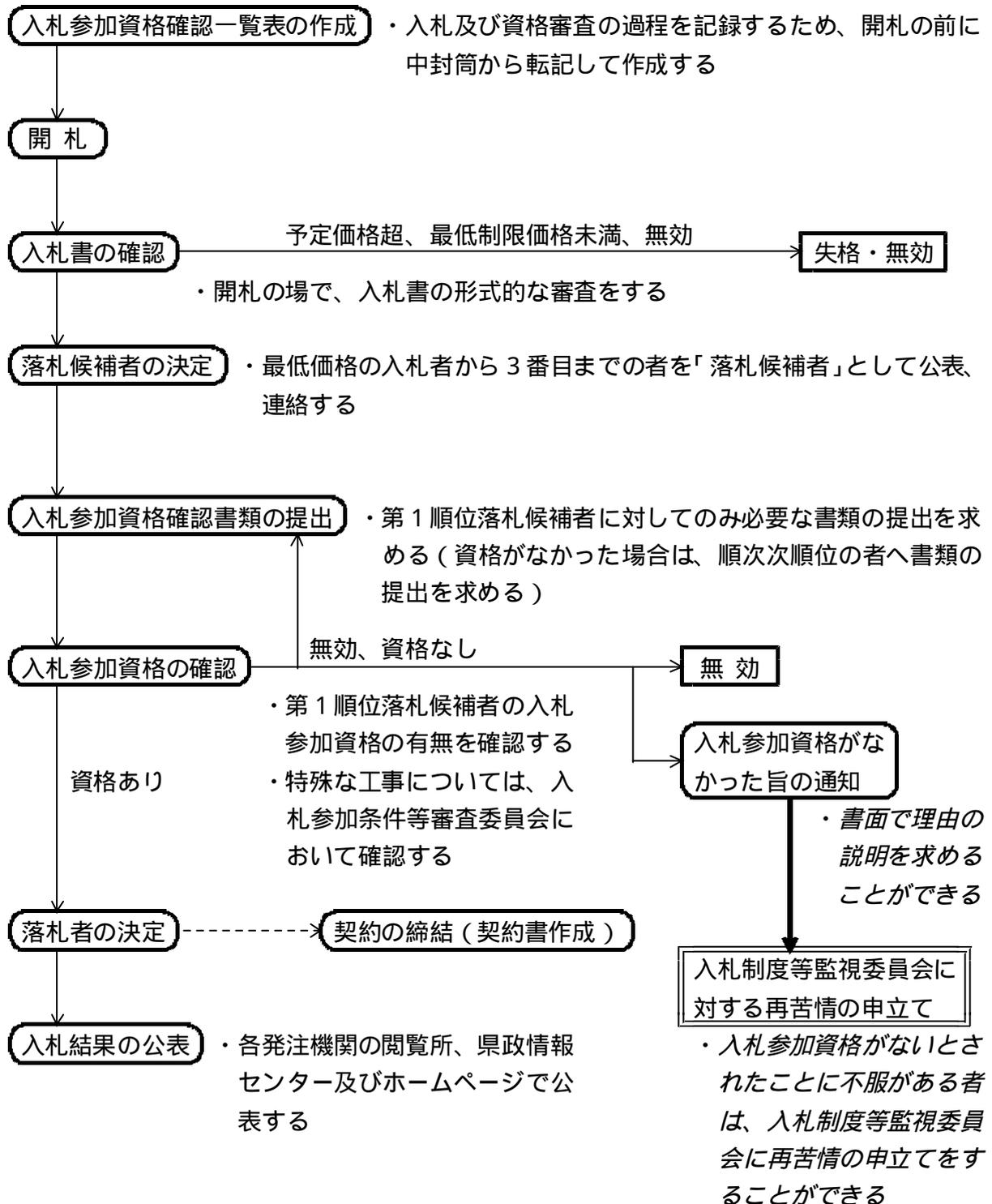


## 事後審査方式について(案)



上記方式により行う工事は、総合評価方式による工事を除くすべての条件付一般競争入札により行う工事とする。

## 事後審査方式における検討事項

現在の「福島県入札及び契約の手續等に関する再苦情処理要領」第10条では、条件付一般競争入札において入札参加資格がないとされた者から再苦情の申立てがあった場合には、入札参加資格の事前審査を前提として、入札制度等監視委員会の結論が出るまでの間は入札の執行を行わないものとしている。

今後、事後審査方式による条件付一般競争入札を全面導入した場合に、再苦情の申立てを受けて、従来どおり入札手續を停止すべきか、それとも入札手續を続行することとすべきかの検討を要する。

これらのメリット・デメリットを整理すると次のとおりである。

	メリット	デメリット
入札手續を停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札制度等監視委員会の結論が入札手續に反映されるため、不服申立人の主張が認められた場合には、その者の権利が尊重される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札制等監視委員会の結論が出るまでの間、他の入札参加者を不安定な立場に置くことになる（この場合、配置技術者が確保できないために他の入札にも参加できなくなる可能性がある）</li> <li>・工期の延長が必要となる場合がある</li> <li>・不当な再苦情の申立てが誘発される可能性がある</li> </ul>
入札手續を続行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の入札参加者を一定期間不安定な立場に置かずに済む</li> <li>・予定どおりのスケジュールで工事を進めることができる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の入札参加者との契約締結後に入札制度等監視委員会で審議することとなるため、不服申立人の主張が認められた場合であっても、この者を落札者とすることはできない（損害賠償の問題となる）</li> </ul>

事後審査方式の場合には、事前審査方式と比較して、1件当たりの資格確認をより慎重に行うことができるため、事務的に誤りの発生する可能性は格段に低くなる。

また、本県の条件付一般競争入札においては、格付要件及び地域要件以外の条件は原則として付さない上、特別な条件を付した場合には入札参加条件等審査委員会において確認を行うこととなるため、入札参加資格の有無について疑義が生じる可能性は低いものと考えられる。

以上から、再苦情の申立てがあった場合においても、入札手續を続行することとすべきではないかと考えられる。